

## ○低炭素建築物の認定申請手数料一覧（秋田県の場合）

※秋田県低炭素建築物新築等計画認定等手数料徴収条例（以下「手数料条例」と表現します。）から抜粋した手数料の額を掲載しています。

### 1. 一戸建ての住宅

- |                    |         |
|--------------------|---------|
| (1) 適合証を提出する場合     | 5,000円  |
| (2) 知事が認める方法を用いる場合 | 18,000円 |
| (3) (1)又は(2)以外の場合  | 34,000円 |

### 2. 共同住宅等（共同住宅、長屋又は一戸建て住宅以外の住宅）

手数料条例の別表 1

共用部分の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法を用いる場合	(3) (1)又は(2)以外の場合
300㎡未満の場合	9,000円	34,000円	71,000円
300㎡以上、2,000㎡未満の場合	20,000円	59,000円	120,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	46,000円	107,000円	204,000円
5,000㎡以上の場合	83,000円	162,000円	293,000円

### 3. 非住宅建築物

手数料条例の別表

非住宅建築物の床面積	(1) 適合証を提出する場合	(2) 知事が認める方法を用いる場合	(3) (1)又は(2)以外の場合
300㎡未満の場合	9,000円	89,000円	231,000円
300㎡以上、1,000㎡未満の場合	16,000円	112,000円	290,000円
1,000㎡以上、2,000㎡未満の場合	26,000円	150,000円	369,000円
2,000㎡以上、5,000㎡未満の場合	77,000円	243,000円	524,000円
5,000㎡以上、10,000㎡未満の場合	122,000円	318,000円	642,000円
10,000㎡以上、25,000㎡未満の場合	154,000円	382,000円	756,000円
25,000㎡以上場合	192,000円	448,000円	863,000円

### 4. その他

- ・計画の変更認定手数料は、上記手数料の額の2分の1の額になります。
- ・複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の認定手数料の額は、共同住宅等の住宅部分の床面積区分に応じて別表1で定める額及び非住宅部分の床面積区分に応じて別表2で定める額を合算した額になります。